

IV

今年度税制改正で税制の適用期限が延長 パースナルスピントフに 関する会計処理の留意点

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 木村 寛人

【この章のエッセンス】

- 完全子会社株式の一部を比例的に配当し子会社株式に該当しなくなる場合にも、現物配当実施会社が時価ではなく帳簿価額をもって会計処理できるように、例外的な取扱いの範囲が拡大された。
- 本適用指針および資本連結実務指針はすでに適用開始されており、3月決算会社では、場合によっては第1四半期決算において会計処理に影響する可能性がある。

はじめに

企業会計基準委員会(以下、「AS

BJ」という)は、2024年3月22日に、改正企業会計基準適用指針2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(以下、「自己株式等会計適用指針」という)および改正企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下、「税効果適用指針」という。また、以下、「自己株式等会計適用指針」と合わせて「本適用指針」という)を公表した⁽¹⁾。

また、日本公認会計士協会(以下、「JICPA」という)は、同日に、会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下、「資本連結実務指針」という)の改正を公表した⁽²⁾。

本稿では、本適用指針および資本

連結実務指針の改正のポイントと3月決算会社における第1四半期決算で留意すべき点を中心に解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、所属する法人の見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

- (1) リンク先のASBJのホームページを参照のこと
(<https://www.asb-f.jp/jp/implementation-guidance/y2024/2024-0322.html>)。
- (2) リンク先のJICPAのホームページを参照のこと
(https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240322uy.html)。

パースナルスピントフに関する税制改正の概要

(1) 令和5年度税制改正

経済産業省産業組織課の『スピ

ントフ』の活用に関する手引(令和6年5月)⁽³⁾によると、スピントフとは、「自社内の特定の事業部門又は子会社を切り出し、独立させるもの」とされている。この点、企業の機動的な事業再編を促進するため、平成29年度税制改正においてスピントフのうち一定の要件を満たすものを適格組織再編として位置づけ、スピントフを行う際に、譲渡損益課税を繰り延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする措置がなされている。しかし、当該スピントフが適格組織再編に該当するためには、事業または子会社を完全に切り離す必要があった。そのため、スピントフの活用を促進することを目的として、令和5年度税制改正において新たな措置として、いわゆるパースナルスピントフ税制が導入された。

令和5年度税制改正におけるいわゆるパースナルスピントフ税制では、完全子会社株式について一部の持分を残す株式分配のうち、当該一部の持分が当該完全子会社の株式の発行済株式総数の20%未満となる株式分配について、他の一定の要件を満たす場合には、完全子会社株式のすべてを分配する場合と同様に、譲渡損益課税を繰り延べ、株主のみな